

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の四関係）

建築計画概要書

（第一面）

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 カシキ イシイタカノ ケイヨトリシマリヤ ウチダ タカリ
【ロ. 氏名】 株式会社マイタウン 代表取締役 内田 隆成
【ハ. 郵便番号】 351-0025
【ニ. 住所】 埼玉県朝霞市三原2-19-20

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (二級)建築士 (北海道知事)登録第 (網)2001号
【ロ. 氏名】 後藤 竜太
【ハ. 建築士事務所名】 (二級)建築士事務所(東京都)知事登録第 15559号
後藤建築設計室
【ニ. 郵便番号】 175-0092
【ホ. 所在地】 東京都板橋区赤塚4-9-6 セルティスコートE
【ヘ. 電話番号】 090-6996-4661

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級)建築士 (大臣)登録第 286702号
【ロ. 氏名】 西片 誠
【ハ. 建築士事務所名】 (一級)建築士事務所(埼玉県)知事登録第 (3)9414号
MT一級建築設計事務所
【ニ. 郵便番号】 351-0025
【ホ. 所在地】 埼玉県朝霞市三原2-19-20
【ヘ. 電話番号】 048-470-5600
【ト. 作成又は確認した設計図書】 確認申請図書一式(計算書・構造図を除く)

(その他の設計者)

【イ. 資格】 (二級)建築士 (北海道知事)登録第 (網)2001号
【ロ. 氏名】 後藤 竜太
【ハ. 建築士事務所名】 (二級)建築士事務所(東京都)知事登録第 15559号
後藤建築設計室
【ニ. 郵便番号】 175-0092
【ホ. 所在地】 東京都板橋区赤塚4-9-6 セルティスコートE
【ヘ. 電話番号】 090-6996-4661

【ト. 作成又は確認した設計図書】 確認申請図書一式(計算書・構造図を除く)

【イ. 資格】 (一級)建築士 (大臣)登録第 185136号
【ロ. 氏名】 鈴木 英雄
【ハ. 建築士事務所名】 (一級)建築士事務所(埼玉県)知事登録第 (5)6839号
有限会社 鈴木建築構造設計室
【ニ. 郵便番号】 355-0035
【ホ. 所在地】 埼玉県東松山市古凍831番地2
【ヘ. 電話番号】 049-325-2321

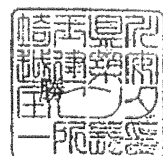
【ト. 作成又は確認した設計図書】 確認申請書に添付する計算書・構造図一式

川建セ第 2022 号

これは、建築基準法第93条の2に規定する書類の写しである。

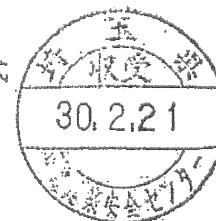
令和 4 年 10 月 24 日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島



(一財)さいたま住宅検査センター 川越事務所
30.2.06
受 付
第SJK-KA175429940号

(一財)さいたま住宅検査センター 川越事務所
30.2.-6
確認済証番号 第SJK-KX175429670号



県 4324 1004

【イ. 資格】 ()建築士 ()登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】()建築士事務所()知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

☐建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

☐建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

☐建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

☐建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】
【ヘ. 登録番号】
【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】
【ヘ. 登録番号】
【ト. 意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 286702号
【ロ. 氏名】 西片 誠
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録第 (3)9414号
MT一級建築設計事務所
【ニ. 郵便番号】 351-0025
【ホ. 所在地】 埼玉県朝霞市三原2-19-20
【ヘ. 電話番号】 048-470-5600
【ト. 工事と照合する設計図書】 申請書に添付する設計図書一式

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 内田 隆成
【ロ. 営業所名】 建設業の許可 (埼玉県知事) 第 (般-28)60868号
株式会社マイタウン
【ハ. 郵便番号】 351-0025
【ニ. 所在地】 埼玉県朝霞市三原2-19-20
【ホ. 電話番号】 048-470-5600

【7. 備考】

【建築物の名称又は工事名】

【名称のフリガナ】 TSヨウシホチヨウ2キ 2トウガ*ンハ 1コ*ウリ シンチコガシ
【名称】 TS和光市本町2期 (2棟現場) 1号棟 新築工事

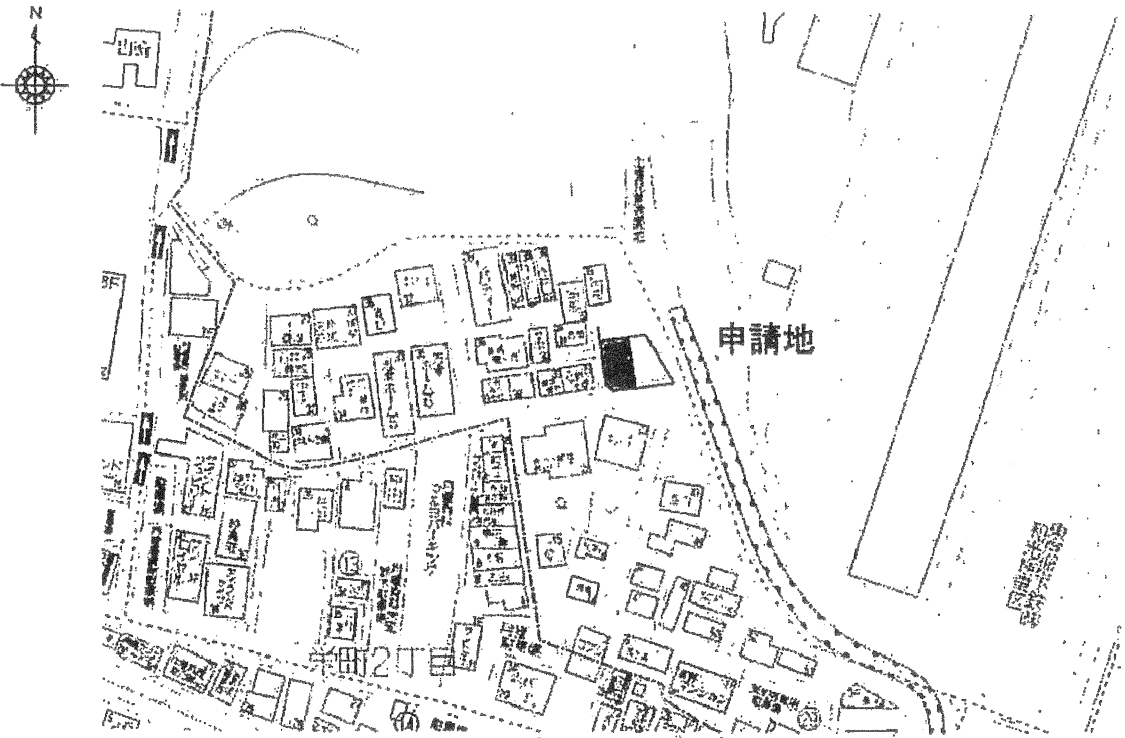
建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 埼玉県和光市本町4717-67			
【2. 住居表示】			
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】 ☒ 都市計画区域内 (☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分非設定) ☐ 準都市計画区域内 ☐ 都市計画区域及び準都市計画区域外			
【4. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☒ 指定なし (☒ 法第22条区域)			
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 下水道処理区域、日影規制 (4h/2.5h) 4m、25m高度地区			
【6. 道路】 【イ. 幅員】 4.000m 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 9.410m			
【7. 敷地面積】 【イ. 敷地面積】 (1) (64.37) () () () m ² (2) () () () () m ² 【ロ. 用途地域等】 (第一種住居地域) () () () 【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (160.00) () () () % 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 (60.00) () () () % 【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 64.37m ² (2) m ² 【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 160.00% 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70.00% 【チ. 備考】 角地による緩和			
【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅			
【9. 工事種別】 ☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替			
【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【イ. 建築面積】 (35.46) () (35.46) m ² 【ロ. 建蔽率】 55.08%			

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【イ. 建築物全体】 (103.43) () (103.43) m ² 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 () () () m ² 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () m ² 【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () () m ² 【ホ. 自動車車庫等の部分】 (10.18) () (10.18) m ² 【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () () m ² 【ト. 蓄電池の設置部分】 () () () m ² 【チ. 自家発電設備の設置部分】 () () () m ² 【リ. 貯水槽の設置部分】 () () () m ² 【ヌ. 住宅の部分】 (93.25) () (93.25) m ² 【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 () () () m ² 【ワ. 延べ面積】 93.25m ² 【ヰ. 容積率】 144.86%			
【12. 建築物の数】 【イ. 申請に係る建築物の数】 1 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】			
【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物) 【イ. 最高の高さ】 (9.385) () m 【ロ. 階数】 地上 (3) () 地下 (0) () 【ハ. 構造】 木造 【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 ☒ 有 ☐ 無 【ホ. 適用があるときは、特例の区分】 ☒ 道路高さ制限不適用 ☐ 隣地高さ制限不適用 ☐ 北側高さ制限不適用			
【14. 許可・認定等】			
【15. 工事着手予定年月日】 平成30年03月01日			
【16. 工事完了予定年月日】 平成30年07月31日			
【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程) (第 1 回) 平成30年04月01日 (屋根工事)			
【18. その他必要な事項】			

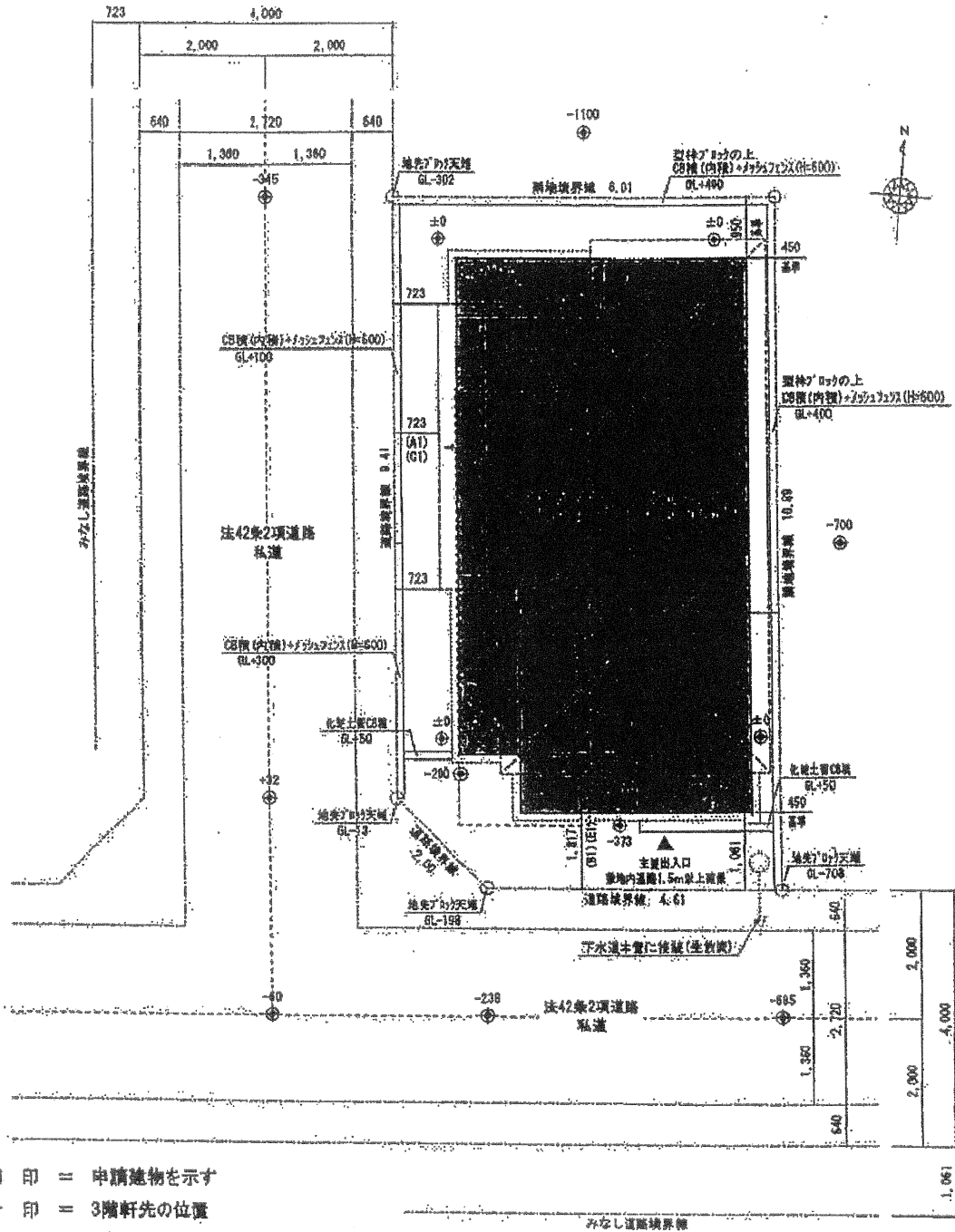
付近見取図



申請地 埼玉県和光市本町4717-67

配置図

別紙参照



印 = 申請建物を示す

印 = 3階軒先の位置

印 = 2階軒先の位置

印 = バルコニー面、壁面の位置

※ 図面表記以外に外構計画はないものとする。

※ 道路に面する敷地境界線部分には1.20mを超える門、塀等は設置しない。

※ 2階・3階は全て延焼の恐れのある範囲とする。

配置図

S=1/100

建築基準法令による処分等の概要書

【1. 建築確認】

- 【イ. 確認済証交付者】 一般財団法人さいたま住宅検査センター
 【ロ. 確認済証番号】 第 SJK-KX 170829670 号【ハ. 交付年月日】平成 30 年 2 月 6 日
 (計画変更の確認)
- (1) 【イ. 確認済証交付者】
 【ロ. 確認済証番号】 第 号【ハ. 交付年月日】平成 年 月 日
- (2) 【イ. 確認済証交付者】
 【ロ. 確認済証番号】 第 号【ハ. 交付年月日】平成 年 月 日
- (3) 【イ. 確認済証交付者】
 【ロ. 確認済証番号】 第 号【ハ. 交付年月日】平成 年 月 日
 (構造計算適合性判定)
- 【イ. 判定結果通知書交付者】
 【ロ. 判定結果通知書番号】 第 号【ハ. 交付年月日】平成 年 月 日
 (構造計算適合性判定)
- 【イ. 判定結果通知書交付者】
 【ロ. 判定結果通知書番号】 第 号【ハ. 交付年月日】平成 年 月 日
 (構造計算適合性判定)
- 【イ. 判定結果通知書交付者】
 【ロ. 判定結果通知書番号】 第 号【ハ. 交付年月日】平成 年 月 日

【2. 中間検査】

- (1) 【イ. 特定工程】 屋根工事
 【ロ. 検査日】 平成 30 年 5 月 3 日
 【ハ. 中間検査合格証交付者】 一般財団法人さいたま住宅検査センター
 【ニ. 中間検査合格証番号】 第 SJK-KY 185200050 号【ホ. 交付年月日】平成 30 年 5 月 3 日
- (2) 【イ. 特定工程】
 【ロ. 検査日】 平成 年 月 日
 【ハ. 中間検査合格証交付者】
 【ニ. 中間検査合格証番号】 第 号【ホ. 交付年月日】平成 年 月 日
- (3) 【イ. 特定工程】
 【ロ. 検査日】 平成 年 月 日
 【ハ. 中間検査合格証交付者】
 【ニ. 中間検査合格証番号】 第 号【ホ. 交付年月日】平成 年 月 日
- (4) 【イ. 特定工程】
 【ロ. 検査日】 平成 年 月 日
 【ハ. 中間検査合格証交付者】
 【ニ. 中間検査合格証番号】 第 号【ホ. 交付年月日】平成 年 月 日

【3. 完了検査】

- 【イ. 検査日】 平成 30 年 6 月 5 日
 【ロ. 検査済証交付者】 一般財団法人さいたま住宅検査センター
 【ハ. 検査済証番号】 第 SJK-KZ 185901410 号【ホ. 交付年月日】平成 30 年 6 月 5 日

【4. その他の処分】

【5. 定期報告等】

- (1) 【報告年月日】 平成 年 月 日
 (2) 【報告年月日】 平成 年 月 日
 (3) 【報告年月日】 平成 年 月 日
 (4) 【報告年月日】 平成 年 月 日
 (5) 【報告年月日】 平成 年 月 日

【6. 備考】

川建セ第 2023 号

これは、建築基準法第93条の2に規定する書類の写しである。

令和 4 年 10 月 24 日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島

